

利益相反管理規程

(目 的)

第1条 この規程は、日本放射線技術学会（以下「本学会」という。）が本学会の運営に係わる公益性、公平性、中立性および透明性を担保し、社会的な信頼を得ていくために重要な考慮を必要とする利益相反について、これをマネジメントするための基本方針を定めることを目的とする。

(利益相反マネジメントの基本的な考え方)

第2条 本学会は、本学会の運営を公正かつ効率的に行うため、本学会に所属する本学会に所属するすべての理事、監事、学術大会長、委員長、地方支部長、専門部会長、班長および職員（以下「該当者」という。）の利益相反による弊害を未然に防止し、万一生じた弊害については、解決のための措置を講じるなど、適切に利益相反マネジメントを行うこととする。
また、該当者は、本学会の運営を行う上で利益相反の弊害を生じないように、努めるものとする。

(利益相反の定義および利益相反マネジメントの対象)

第3条 本学会は、次の各号に定める状態にあることを利益相反と定義し、利益相反マネジメントの対象とする。

- (1) 該当者が兼業収入を得ている組織と本学会との間で共同研究、受託研究等を行う際に相手方に有利になるよう取り計らうこととなるなど、該当者が本学会以外の組織から得る私的利益と、本学会の利益が対立し得る状態にあること（狭義の利益相反）
 - (2) 該当者が兼業活動等により本学会以外の組織に職務遂行責任を負い、かつその職務遂行責任と本学会における職務遂行責任とが両立し得ない状態にあること（責務相反）
 - (3) 前2項の他、発生する利害関係のマネジメントを適切に行わなければ、本学会における運営において本学会としての公平性または中立性が損なわれる可能性があり、利益相反マネジメント委員会が審議対象とする必要があると認められる状態にあること
- 2 前項の規定にかかわらず、本学会は、外部機関の長から委託されたときは、当該外部機関に所属する該当者（以下「外部該当者」という。）の利益相反マネジメントを行うことができる。

(利益相反マネジメントの体制)

第4条 本学会は次の各号に定める体制に従い、利益相反マネジメントを行うこととする。

- (1) 代表理事は、該当者で組織した利益相反マネジメント委員会（以下「委員会」という。）を設置し、利益相反マネジメントの企画、運用等について審議する。
- (2) 本学会は、該当者からの利益相反に関する相談等に対応するため、事務局に窓口を設け対応する。
- (3) この規程に基づき該当者または外部該当者の自己申告に接することができる者（利益相反マネジメント委員会委員および事務局）は、利益相反マネジメントにより知り得た該当者または外部該当者の個人情報、本学会の個人情報保護規程に基づき、適切に管理することとし、マネジメントの職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。
- (4) 倫理規程に定める人を対象とする研究に係る利益相反マネジメントについては、同規程に基づき実施されるものを除き、この規程の定めるところによる。

(利益相反マネジメントのし手続および方法)

第5条 本学会は次の各項に定めるし手続をもちて、第2条に定める利益相反マネジメントをひうこととする。

2. 利益相反に関する自己申告書(以下「自己申告書」という.)について、次の各号にひい提出する。

(1) 該当者は、1年に1回自己申告書を事務局に提出するものとする。

(2) 前号の規定にかかわらず、該当者は、提出した自己申告書の申告内容に変更が生じた場合、または生じる可能性があると判断した場合、速やかに自己申告書を事務局に提出するものとする。

(3) 事務局は毎年3月に、自己申告書の提出を該当者にひひかけるものとする。

(4) 自己申告書は、別途委員会に定めるものとする。

3. 前項にひつき提出された自己申告書について、次の各号にひい委員会による確認をひう。

(1) 委員会は、事務局に提出された自己申告書について、利益相反による弊害の有無を確認する。

(2) 自己申告書を提出した該当者に対し、特に必要があると委員会に認めるときは、委員会によるヒアリングを実施し、利益相反による弊害の有無を確認する。

(3) 委員会は、自己申告書を提出した該当者に対し、確認結果を通知する。

4. 委員会は、前項に定める確認の結果、利益相反による弊害が生じている状況にある、または今後その状況に陥る可能性があると判断した場合は、当該自己申告書を提出した該当者に対し、活動等の是正、改善または中止の勧告をひい、勧告にひる措置に関する報告を求める。

5. 該当者は、委員会の勧告に異議があるときは、当該委員会に対して再審査を申し立てることができる。代表理事は、委員会の審議結果および当該該当者からの申立の内容を踏まえ、最終判定をひい、委員会および当該該当者に対して、最終判定にひづく措置を命ずる。

6. 事務局は、利益相反にひる相談等を随時受けることとする。利益相反にひる相談等がなされた場合には、事務局において適切に処理するものとし、必要にひじて委員会に利益相反による弊害の有無を確認するものとする。

7. 本学会は、該当者に対して、利益相反マネジメントの重要性の周知と利益相反への適切な対処に必要な研修をひう。

第6条 本学会は、第3条第2項に規定する利益相反マネジメントを実施する際は、次の各項に定めるし手続をもちてひうこととする。

2. 外部機関の長は、本学会に対し、外部該当者の利益相反マネジメントを書面で委託する。

また、当該外部該当者は、所属機関をひじて本学会に指定する自己申告書を本学会に提出する。

3. 前項にひつき提出された自己申告書について、次の各号にひい委員会による確認をひう。

(1) 委員会は、提出された自己申告書について、利益相反による弊害の有無を確認する。

(2) 自己申告書を提出した外部該当者に対し、特に必要があると委員会に認めるときは、委員会によるヒアリングを実施することができる。

(3) 委員会は、自己申告書を提出した外部該当者に対し、所属機関をひじて確認結果を通知する。

4. 委員会は、前項に定める確認の結果、利益相反による弊害が生じている状況にある、または今後その状況に陥る可能性があると判断した場合は、解決のための措置について検討することができる。この場合、委員会は、当該自己申告書を提出した外部該当者の所属機関に対し、

検討結果を通知する。

(本学会の対応)

第7条 本学会は本規程を、インターネットを通じて公開するとともに、該当者が本規程に従って行った本学会の運営については、本学会が対外的な説明を行う。

(規程の改正)

第8条 利益相反マネジメント全般の動向および本学会の運営に係わる実態の変遷に応じて、本規程を改正する必要があるときは、委員会の審議を経て改正するものとする。

(担 務)

第9条 この規程に関する事項の担務は利益相反マネジメント委員会とする。

付 則

1. この規程は、理事会の議決により改訂することができる。
2. この規程は、2023年11月24日より施行する。